

Title	Guiseの「新しき村」
Sub Title	
Author	打村, 鉦三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.6 (1924. 6) ,p.876(112)- 889(125)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240601-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Guiseの「新しき村」

打村 鑛 三

Charles Gide は、千九百十九年の夏、主として米國學生の爲めに、Faculté de Droit de Paris に於いて、労働者の生活状態改善方策、就中賃銀廢止に關して講演を行つたが、その議論の例證として Guise のファミリースタイル (Le Familistère de Guise) を紹介して居る。

(1) の講演は後「Des institutions en vue de la transformation ou de l'abolition du salariat 1920」に採録出版せられた。同書は章を十二に分ち、筆を佛國に於ける社會運動の特色より起して賃銀制度廢止に對する企劃を擧げ、初頭の二章を割いて共同生産組合 (L'association coopérative de production) を論じ、順次利潤分配制度、株持ち労働者 (L'actionnariat ouvrier)、消費組合等を論究して賃銀廢止に及び、農業労働者及農業立法に關する考察に移り、最後に農業労働組合

を論じて巻を終つて居る。この一篇は主としてその第七章に據つたものである。

この有名な Familistère de Guise は、大戦當時最も激しい衝突の一つが行はれた Reims と Loan との間に介在する同名の小さな村にある。それは消火ポンプ製造工場である。既に約半世紀前からして此處を訪れるものは、社會事業に興味を有する人々をはじめ、單なる佛國への觀光客に到るまで踵を接したのである。大戦當時兵燹に遭つて半ば焼かれ、且つ完全に掠奪せられたが、今やその荒墟の上に復興して再びこれ等の巡禮者を見てゐる。

率直に云ふと、如斯くに興味を惹いて居るのは、該制度の外面的、裝飾的方面即ち同一屋下に労働者の四千家族を抱擁する大蜂窩、大社會館である。

乍然一層吾人の興味を惹くものは、この團體

の有する組織である。即ち利潤分配法 (la participation aux bénéfices) (1) 株持ち労働者制度 (l'actionnariat ouvrier) (2) 共同生産組合 (l'association de production) (3) である。

(1) といふ所謂 participation aux bénéfices は、l'actionnariat ouvrier に於ける持株取得方法の一である。故にこれを假りに利潤分配法と譯した。同じ言葉が、英語の profit-sharing 制度を意味する。この制度は既に數世紀前から海洋漁業及び農業に於ける所謂 Métafage の形式に於いて行はれたものであるが、近代産業に於ける賃銀制度の變形としてのそれである限りには、極く新しく且つ佛國に始まつて居ると言ふ。(Gide) 一八四二年、パリの一企業家 (建築メキ業) Ledaire の創始によつて (同會社は名義を變じて今も四〇〇人の労働者を使役して盛業中である) 起つたこの制度は、(續す) Charles Robert (佛) Vanstrant Neile (英) Nelson (米) に依つて試みられ、一八九三年には三百三十五企業 (佛一四五、英八九、米七五) に及んだが、この年を以つて最頂點として漸次その數を減じて居る。即ち難點があるからである。由來この制度に於ける労働者は企業の盛衰如何にか、はらず一定の賃銀を受け、外に、利潤の分前を得るのであつて、然も企業の損失は之を分擔しない。この跋行的な點が批難と嫌惡とを買ふ外に、利潤分配に労働者が参加する

は、經濟學的に不合理である、何と云へば利潤は労働者の労働に依つて生ずるに非ずして、企業家の指揮、企業組織及び機會より生ずると云ふ説、或はこの制度は企業家の成績を露白するといふ俚れ等からして企業家側の論難を受ける。のみならず一方労働者側より云ふも、社會主義的に云へば利潤は素と彼等の労働の所産を掠奪したものである。今更ら何の故を以つて利潤の分配と云ふか。またサンザカリストをして曰はしむれば、この制度はサンザカの労働者をしてブルジョア化する許し難き仕組みである。假令これ等の主義者でなくとも、單なる一労働者にして猶はこの制度は、利潤分配と稱する超過賃銀の好餌を以つて、超過労働を強いるとするの疑を抱くに至らしむるの理由あるのみならず、この制度に於ける賃銀が動すれば低率に置れ勝ちであるといふ批難を蒙るのである。(これ等に對する論評は Gide, Des institutions pp. 35-43; Les institutions de progress social, Cinqième éd., 1921, pp. 123-137. を參看)。

(2) この制度は英語の所謂 Copartnership である。利潤分配制度の跋行的なるに比して、これは全く普通の株主と異ならない。今こゝに述ぶる Guise の Familistère に於けるものは、外に佛國に於いては Anglaise の Laroche-Jobert 製紙會社、英國に於いては倫敦瓦斯會社其他の諸市にその例を見、それ等を數ふれば三十八社、これに労働する二萬五千人の労働者及使用人の持株は二千二百萬法と稱せられる。

持株取得の方法に凡そ三種ある。第一は労働者に株式を買ひ取らしむるもので、合衆國スチール・トラスト會社で行はれて居るのがこれであるが、佛國ではわずかに Belfort の Japy 會社がそれらしく例にとられる。併しこの場合に於ける株式は、眞實の株式と云はんよりも、實は労働者の貯蓄預金に對する債務と稱せらるべきである。第二は利潤分配の形を以つて漸次労働者に株式を得せしむるもの即ち participation aux bénéfices で Guise のファミリスティールに於いて行はれて居る方法はこれである。而して最後のものは attribution à titre gratuit といふものである。(Gide, Des institutions, sixième leçon, pp. 49-52; Les institutions, pp. 138-145)。

二

このファミリスティールの創始者は André Godin (一八一七—一八八八) といふ人で、一八六〇年から一八八二年の間にこの業を勧め、長い苦心の結果遂に今日の組織を之に與へたのであつた。一鐵工の兒たる Godin は、平凡なる一労働者としてその生涯をはじめたのであるが、當時の労働者の生活といふものは、朝の五時から

夜の八時まで十五時間の労働を餘儀なくさせられて居た最も慘憺たる時代であつたのである。と同時にまた當時殆んど嫌惡せらるゝことなく廣く弘地されて居た。Saint-Simon, Fourier, Pierre Leroux, Proudhon, Victor Considérant, Louis Blanc 等の社會思想が大いに労働者にヴィジョンを與へて居つた時代であつたのである。彼亦これに動かされること多く、就中 Fourier のそれ(五)に依つて影響されたのである。

(五) 富贖にして而も怪異なる思想家 Charles Fourier は一種の獨斷的歴史哲學を有して居つた。即ち彼に従へば星は單一の星から南北の極を通じて自生し、或は他の星より兩極を通じて生れ、更に或は月下香が Terre-Sud, Herxhel-Sud, Soleil の三香氣から生ずるが如く仲介者から生ずるそれ自體生命感情及び衝動を有する生物である。かくて地球の生命は八萬年である。是れを上昇下降の二期に分ち更に各を二期に分ち(幼、少、壯、衰)別にまた全期を三十六時代に分つ。原始蒙昧の時代より發生せる人類の生活は、不愉快なる分割産業の時代を経て愉快なる共通産業の諸時代に入り、幸福の最高點に到り、再びこの順を逆に追ふて四萬年の下降時代を閉す

るのであるが、現代は即ち將にその不愉快なる分割産業の時代を終つて保障主義時代 (Santissima) に入らうとして居るのであると云ふ。(斯くの如くの説を述ぶるに當つて、彼の豊腴なる想像力は盛に活動して、人間及び動物或は星の性的關係を支配統制し、風及び疫病の胚種を形成する香氣分配の系統を意想したり、星の創造性を云々するに當つて、象、解、及び金剛石は太陽の生産物で、馬、百合及びルビーは土星の造るところ、牛、長壽花及び黄玉は木星が、而して犬、葦蛋白石は地球を自ら自身が創造したと言ふ様な奇怪なる記述を行つて居る)。

彼の根本思想は欲情の是認である。欲情はそれ自體不善に非ずして解放せらるべきものである。彼は人間の欲情を感能欲(視、聽、味、嗅、觸)愛情欲(引心力、友情、戀愛、家族性、功名心)分配欲(競争、更替、合成)の三種十二に分つ。而して彼はこの十二の欲情が完全に相調和する世界を求むるのである。

彼は現代を批評して個人と全體との利害が相容るゝことなき苦痛の時代なりとし、かの貧窮は洵に豊富より生ずるところであること云ふて居る。この世界にあつては、労働は苦役であり、然も社會全人口の三分の二を占むる不生産的寄生者による生産力の徒費は僅かならず社會の負擔を増す。彼はこれ等寄生者中に都會の女子の四分の三、田舎の女子の半、都市の小兒の四分の三、奴婢の四分の三、運輸交通業者の三分の二、軍

人、收稅吏、商へ、手代の殆んど全部、詭計師、争闘の師、紳士(其從僕)囚人、博徒、詐欺師、娼婦、乞食、破戸漢等を含めて居る。今日生産的と認められて居る工業労働者もなほ、其生産物が粗悪なるが故に半は不生産的だと考へられて居る。Fourier は如斯き時代を去つて完全に調和の行はるゝ世界をその Phalanx と稱する共同團體に求むるのである。(猶ほ詳しくは彼の Theorie des quatre mouvement, 1803; Theorie de l'unité universelle, 1838 其他參看)

創始者の幻影に終つたフリエエ主義者の所謂フアラランジュは、理論的に且つ數學的に多すぎもせず、また少なくとも計算せられたる信徒によつて結ばれ、Fourier はこの數を四百家族千六百人と定めたのである。

この共同團體は管に共同勞作場たるのみならず、共同消費場である。而して其の共同生活の中心として Phalanstère と稱する大宮殿的建物を有する。彼等はその内部に於て一定の規律の下にその消費するあらゆるものを生産し、出來得る限りこれを消費する。然して猶過不足あ

る場合は他のフアランジュと交易する。この共同生活の主張の重大なる理由の一は大規模消費の經濟的なることである。各フアランジュは *marque* に統卒せられ、三若くは四のフアランジュは *Duarque* の下に管理せられ、更に十二を合して *Triarque* の下に置き、順次に *Tetrarque*、*Pentarque*、*Exarque* を經て、最後に *Omniarque* の統帥を受けることになつて居る。

各フアランジュは一種の株式會社を形造る。私有財産は株式の所有に改められ、賃銀は配當に變る。こゝに於ては、人は十八才より二十八才迄の間に於て其の餘生を閑暇のうちに送り得るだけのものを生産し得ると考へられた。生産額のうち、その屬員の生活最低度を保障した後の餘剰は、勞働に對して十二分の五、資本に對して十二分の四、才能に對して十二分の三の割合で配當せられる。(六)

れたのである。

フアミリスティルは、十五ヘクタールの廣袤を有する大園圃及び廣庭 (*une vaste cour et un grand parc*) の中央に位する巨大なる一個の建築物である。(或は寧ろ三個と云ふべきかも知れぬが、然し前庭を隔て一定距離を有して建てられた他の二個の建物は第一のものに對して本原的性質を有するものではない) 而してこれ等には全然分離せられたる仕事場、學校、劇場等が附屬してゐる。「御殿」(*Le Palais*) は二室乃至三室を有する多數の蜂窩(アパルトマン)に分れ、この三棟の建物には *Fourier* に依つて暗示せられたと等しい千六百人の人々が抱擁せられて居るのである。各人は一種のホールの如く造られた、硝子張りの室に集ふ。そして相互の行き、は内部の廊下或は露臺に依らず、常に前記廣間に通する通路、又は四隅に設備された四個の大階段

(六) フアランジュに於ける勞働は苦痛に非ずして快樂である、故に彼等は懶惰に陥ることがない。Fourier は考へた。即ちフアランジュに於ては賃銀に依つて勞働せず、一定の能力と嗜好とに従つて勞働し、然も仕事は一日約八回變更せられ、同時に任意に結合せる仲間と共に之を行ひ、然も農圃及び仕事場は美麗にして且つ清潔であるからである。(小泉教授「社會組織の經濟理論的批判」一九七、二二四頁参照)。

乍然、*Godin* は決してこのフリーエ主義の階級を以つて足れりとするものではなかつた。彼は鐵工であつて *Industrie* を情緒にするが如きとはしなかつた。そこで彼に於いて是れは一の工場としての形を探り、これに空想的フアランスティルの精神が適用せられたのである。彼は何等の情愛なく寧ろ相互に相知るところなく、時には相憎むとさへある雇主と勞働者が事共にして居るといふやうな現代型の工場の裡にあつて、共同的勞働と家族的雰圍氣を醸す共同的生活の行はるべき小さき町の建設を希つたのである。而して茲に彼のフアミリスティルが現は

に依つて行はれる。

疑もなく *Godin* は フアランメスティルに従つてこのフアミリスティルにも、常に共同勞作のみならず、共同食卓による共同生活を實現しやうと思つたであらう。しかしまた疑もなくその方法が佛蘭西人の著しい個人的性格に逆らうことをも知つて居た。各人自身の家！洵に共同食卓がやがて佛國勞働者やその妻の嗜好となるの日があらうとも知れぬ。しかしこはまた同時に樂園をして地獄たらしめることがあり得る。各家族をして各家庭を作らしめつゝ、一方日用品の販賣を行ふ消費組合、裁縫、洗濯、掃除の奉仕、學校、體育俱樂部(今日では別に取立て、云ふべきことでもないが、當時にあつて、勞働者に體育的機會を與ふると云ふが如きは、甚だ先覺的な考へであつたと稱すべきである) 其他の共存的、共濟的組合の形成によつて喜んで一

定の集会的奉仕に就かしめるやうに試みたのである。

Citeはこのファミリスティルが、訪ふ人に甚だ魅惑的な印象を與へることを語つて居る(64)この「新しき村」は英、和、米諸國の大工場に於てまゝ見受けられる田園都市の試みとは自らその色彩を異にして居る。嘗に審美的見地よりばかりでなく、衛生的見地よりするも、設備の幾多の點に於いて批判すべきものがある。就中硝子張りの廣間を通じて充分採光せられたる蜂窩の如き、その尤なるものである。乍然この建物が初めて建設せられた當時(一八六〇—一八八〇)にはまだ衛生的な設備はなかつた。なほ、經濟的見地よりして、これら蜂窩の家賃が二百法の小額に過ぎぬことは注意に價する。(七)公平なる判断者たるべきこのファミリスティルの屬員達の多くが、大戰當時荒廢せしめられた蜂窩

に再歸を望んで集つたといふことは如上を證するものであると云はれてゐる。

(七) この家賃の低額なることは、建物の建設に長期を費し少額づゝの費用によつて建てられたからであるが、今やその一部の改築を必要とせらるゝに就いては、従つて必要とする家賃の改正決定に關して盛に論議せられて居る。(六十四頁、原註一)。

三

ファミリスティルの制度は五十年間の試みの結果である。(八) Godinは之に依つて、このファミリスティルをして各人が全體の幸福の爲めに労働する家庭的勞作場 (ruche laborieuse) ならしめ、且つ「蜂窩 (ruche) に對して善からぬところは一匹の蜂にも悪い」といふ希臘賢人の言葉を實際に示さうとしたのである。

(八) Godin及びその一派の事業に就くは Prudhommeaux, Les expérimentations sociale d'A. Godin, 1919. (詳し)。(六十四頁、原註二)

乍然、これらの試みは多く失敗した。就中各

人が一定の職業と稱すべきものを有することなく、全く各人の好みに従つて同感的勞作組 (groupes sympathiques) に參加して労働し、一定作業時間の後は之を解體するといふフリエ流の労働組織は美事失敗した。労働者に如斯の思想を理解せしめるのは到底困難であり、従つてその實現は不可能であつた。更にまた各仕事場に於ける労働者各人の地位及び報酬の決定を労働者自身の投票に依らしむる場合に、フリエエ派の "à chacun selon ses capacités, à chaque capacité selon ses oeuvres." といふ原則の實現を試みて全然失敗に終つた。驚くばかりの忍従を以つて、Godin が勵行に勉めたにも不拘、投票は屢々縁故關係を以つて行はれ、或は自薦を見るに云ふ有様であつた。たゞ一つ労働者をして、その作業に施さるべし改良事項を詮索或は知悉せしめ、その好ましくして且つ適用せられたる場

合には賞金を與ふる制度は好結果を齎らした。現今合衆國にその例を見る Suggestions の制度はこれである。

乍然、茲に特筆すべきは Godin に依つて利益分配の制度がこの事業に創められ、遂に共同生産組合 (Association Coopérative de production; self-workshop.) に依る株持ち労働者制度 (actionariat ouvrier; copartnership.) にまで進展して行つたといふことである。實を云へば Godin がファミリスティルを創めた以前には、この様な制度の存在がなかつたのであるから、彼は、これを新に發明したといふに過ぎず、制度はその後の發展に俟つたのであるが、この制度を採用することの効果の、實際方面より云ふも、理論上より見るも甚だ少からざる一事をその屬員達に知らしめ、これに依つて彼等の結果を固からしめてその事業を自己の死後にのこし得たので

ある。

勞作場 (Usine) に働く千五百人から二千人の勞働者は、四つの教派的區分に分たれて居る。

第一は Associates と稱する株主である。もつと簡單に云へば(正確ではないが)、企業の支配に參加する組合の共同經營者の一である。

第二は利益分配形態に従つて Sociétaires 或は Participants と稱せらるゝ一團で、前者はファミリースタイルの内に居住し、後者は外來者である相違に過ぎぬ。

第三は Auxiliaires と稱するもので、單なる臨時雇の勞働者である。

第四の interests は「村」以外に居住する株主で、本來は勞働者でない。殆んど Godin の後裔である。

そこで規則は至極簡單である。何人も傍系者 Auxiliaire として usine に入り、興味を覺ゆるに

到れば participant となり、現實にファミリースタイルの居住者となるに及んでは Sociétaire となり、最後に持株に對する配當の自働的轉化に依つて associate たるの資格を得るに至るのである。(八)

(八) C. Gile, Des institutions, 1920. p. 57.

如何にして彼等は利益分配を統制するか。先づ總利潤から諸經費(教育費を含む)利子及び資本銷却金、賃銀を引き去る。これが純利潤となる。この純利潤はフリエエの原則に従つて資本、勞働、指揮(direction, Fourier は之を "Talent" といふ、いづれも經營指揮の能力を謂ふ)の三者に配分・盡すのである。而してその配分方法は、九)即ち純利潤の一部を賃銀に比例し、他を資本に對する利子の高に比例して分配するといふ仕方である。これは(Gile をして云はしむれば) Godwin の最も革命的な改革である。(一〇)

(九) 斯くの如き制度に於ける分配方法として、普通擧げらるゝものに三ある。第一は利潤を勞資等分に分つもの、二はこれを、資本額及び賃銀額に應じて分つもの、三はファミリースタイルに於ける特異の方法、即ち資本に對する利子及び賃銀額に比例して之を分つもの即ちこれである。凡そ利潤を勞資兩者に配するに當つてその割合を科學的に決定せしむべき理論的標準は、不幸にして經濟學の未だ吾人に教えぬ處である。von Thünen は十九世紀の中葉この問題の數學的解決に努力したが、彼に従へば、正常な賃銀は $S = \frac{1}{2} \sqrt{ax}$ (Call 財頭等 Call 財頭等の論) に依つて表はされた、勞働者の生活費及びその勞働成果たる生産物の價值、比例中數である。然しこれに依つても彼の所謂正常なる賃銀は決して求められはしない。假にそれが出來ても、利潤分配に際して勞資の分前を決定するには更にまた困難に遭はねばならぬ。乍然、今姑らく前記三種の方法に一瞥を與ふれば第一の方法は Klunzy 炭坑會社 (Montceau-les-Mines, Saône-et-Loire) に行はれて居るものであつて、株主に對すると同じく、勞働者にも相當を行ふのである。第二の方法に於いては、假令二百萬法の資本金を有し、百萬法の賃銀支拂を爲す會社が三十萬法を利益したとすれば、二十萬法を資本に、十萬法を勞働者に配分するさいふやり方である。第三のものに就いては次註を見よ。(Gile, Des institutions, pp. 43-45.)

(一〇) Gile は次の如く考へたのである。企業經營の爲に

借入れたる資本に對して支拂ふところのものは利子である。同様に今一つの共業要素勞働の借入れに支拂はるゝところは即ち賃銀である。言葉は換へて云へば、これらの共業成績は共に利子及び賃銀に依つて測られると云ふことが出來やう。即ち利子は資本に對する賃銀である。斯くの如して彼はファミリースタイルの利潤分配に際しては、之を資本に對する利子及び賃銀に比例して配分する方法を探るに到つたのである。この配分方法の結果が勞働者側に有利なることは明かである。今ここに、一八八〇—一九一三の二十三年間にファミリースタイルに於いて行はれたる利潤分配總額を示すと、

貸入	83 millions fr.
勞働に對する賃銀	13 "
資本に對する賃銀	8.3 "
貸入に對する利息	0.7 "
資本に對する利息	10.50 "

で即ち 億五千萬法の總利潤の中、九千六百萬法が勞働に、九百萬法が資本に配分せられたので、前者に九一、後者に八一の割合である。(Gile, Ibid., p. 45; pp. 51-58.) さて然らば、分配に參加する資本とは何んであるか。持株に轉化した利潤の一部から生じて來たものである。故にこの場合、interesté に對して分たれた資本の最少部分を除くの外は、勞

働の直接所産である。

労働に對する分配に際しては前述の教派的區分に從つて之を行ふ。Auxiliairesに對しては分配は無い。participantsに對しては1/2、sociétairesには1/2、associésの割合で分配せられるのであるが、associésに對しては尙ほその持株に對しても配當が行はれる。指揮労働に對しては總收益の中から天引に二十二パーセントの比較的多くの配分が行はれる。(4/100が支配人、18/100が管理委員會の委員達に)。

労働者に分配する利潤は貨幣を以つてせず、(二) 企業利潤分配の名を以つて一種の株式に依つて分配せられる。斯くの如くして、労働者利益分配組合 (Les associés a participation ouvrière)に關する一九一七年の法律(二)が、四十年以上の歳月を費した後、はじめて贏ち得た労働株券 (action de travail) 制度の創始者たるらうか。

(一) 普通行はれる利潤分配の方法に三ある。現金を以つて行ふもの、特定の事情の下に拂戻を行ふ積立金制度(佛國に於いて最も一般に行はる)及び所謂 attribution である。而して最後のものは、やがてかの株持ち労働者制度を生ぜしむるものである。(Des institutions, pp. 47-48)。

(二) 千九百十七年四月二十六日の法律である。同法は、企業を創むる願主或は資本家に對してその雇傭する労働者各人に資本に對するものと並んで、且つこれと同一の權利を有する(如何なる部分も金額を以つて表はさるゝものではないが)株式を賦(与)ふを得ることを規定した。(C. Gide, Les institutions de progrès social, cinquiem éd., 1921, p. 141. なお同法律案に關する評論は、Aristide Briandのnoteを有し、Jules Cochanの協力に成るComte R. de BrieyのEssai sur l'association du capital et du travail par l'actionnariat ouvrier, 1914にも亦看ることが出来る)。

Godin が單にその工場の所有者である限り、彼自身の資本に對する株式を取得して居るのであるが、これよりして彼は繼續的に一定の額を引き去つてその労働者に分配した。今假りに利益分配 (participation) の名の下に労働者に分配

の名譽は、之れを Godin に歸せしめてもよいことになる。のみならず彼は、その當初に於いて甚だ面倒らしく見えた問題の美事な解決に成功した。即ち彼は「株」の數を無制限に増すことなしに現在の労働者をして利潤被分配者たらしむるの方法を考へた。蓋し、企業は無制限に資本を増大せしむるとは出来ぬ。消費組合の場合には顧客即ち利益分配者なるが故に顧客を増すことは、同時に株主を増すことになる(そこで佛國の法律はこの種のことを「不定額資本會社」— société a capital variable — と稱する)が、他の企業に於いては、資本は取引の數によつて制限せられ、これに伴はねばならぬ。フアマリステイルに於いても亦同じ、曾つて四億六千法であつた資本が今日やうやく五億法に及んだ一方、こゝ、四十年間の労働者の増加を以つてして、如何様にしてこれ等を凡て「株持ち」たらしむであ

すべき十萬法の金額があるとする、彼は之を五百法株二十とする。而して財産目録の中から Godin の所有十萬法を控除し、労働者の所有十萬法を増す。乍併この小額割讓 (alienation a petites tranches) の方法に依ると、全部の讓渡を終り工場全體が労働者の手に移るには長時日を要し要しなければならなかつた。然るに、千八百八十八年 Godin の死に遭ふやこの方策の遂行には大縮減が加へられた。すなはち Godin がその死に臨んで三分の二以上に及ぶ未分配資本の全部を労働者に遺したからである。斯くてこの時からしてフアマリステイルは單なる société a participation ouvrier から眞の association coopérative de production となつたのである。

然もなほ問題は解決されたのではない。何んとならば、この事業の存續する限り、この五百萬法、資本を以つてして之を望む總べての労働

者に株を取得せしめねばならぬ 而して倫敦瓦斯會社やスチール・トラストの例の如き禁讓渡株では、そのことの不可能であるとは明かである。それは幾何もなくしてそれ等すべての株式は分配せられ、新入組合員は何等の権利を有せず、従つて彼等は遂に *associés* たることが出来ぬであらう。如斯して一方に於いては古參の組合員に與へたる株式は、それ等の古參組合員の退會死亡に因りその相續者に分散して、フアミリストアイルはその内に勞働する者に非らざる他の人々の所有に歸し、他の資本的企業に比して何等異色なきものとなつて了ふ。勞資の間には嚴重なる境界を要する。すなはちすべての勞働者は *actionnaire* たり得べきも他の何者も、これたり能はぬ、かくて求め得られたる方策は、株式の帳回 (*le roulement des actions*) 之れである 組合員が退會又は死亡に因つてその員から退く場

合、組合はその持株を買ひ戻す。而してこの株は、その參加が價する日に於いて、これを望むものに譲る。既に持株を賣つた組合員も、その賣却當時の値段でこれを再び買ひ戻し再度フアミリストアイルの一員たるの権利を失ふものではない。(尙ほ)の項 Comte R. de Briey, *Essai sur la sociation du capital et travail par l'actionariat ouvrier* suivi d'une note de M. Ariste Braind et de *statuts-types de société a participation ouvrière dressés avec la collaboration de M. Jules Corbiau, 1914.* 就中その p.18-21 参照)

四

一般の信ずるところでは、後繼者はその創始者の組織者としての能力を欠くが故に其後を持續し難い。然も Godin 死して三十年、フアミリストアイルは大戦に因つて蒙つた兵燹と掠略のルインの上に再興して現存するのである。こは正

しく創始者の能力以外の特徴がこの組織に存するのではあるまいか。(Gide, *Des institutions*, p. 71)。

乍然また若しこの事業に勞資協調の秘訣が存するならば、幾多模倣者の相踵ぐ可きことは明かであるのに、實はこの事なくて終つて居る。再現し難き實驗とは何んであるか。物好き之れである。人あり、若し偉大なれども不胎なるフアミリストアイルの事業を、今や普く世界にその胄をのこしたるかの Rochdale の Pioniers のそれと比較するなれば、兩者の間の差異を了解することが出来やう。(ibid.)

最早多くを語るを要せぬ。たゞかの歐洲大戦後頃にその主張を強めたる勞働階級の産業管理に關聯して、或種の教訓を求むるものは、先づは「勞働者王國」の完全なる一標本と稱すべきフアミリストアイルに之を得るであらう歟。然もサ

ンデカリズムが要求するところのそれは、此れの錯雜にして教派的構成とは全然別箇のものである。(一三)

(一三) *Des institutions*, p. 71, p. 72, Note 1. 參看。

ラスキンの勞働者教育

——一八六〇年一委員會に於ける彼の陳述——

奥井復太郎

一八五三年「グ・ニス」の石」完結後ラスキンの生活は社會の實際的方面に携る新方面を加へて來た。一八五三年のエヂンバラ講演は講演者としてのラスキン最初の經驗であつた。此種の行為はラスキンの云ふ所に従へば、彼の教義を普及せしむる直接的方法に外ならない。紙上に連